

資金決済に関する法律に基づく利用終了および払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまで長年ご愛顧いただきました前払式支払手段である「近江トラベル 積立旅行券・贈答用旅行券」「近江鉄道 積立旅行券・贈答用旅行券」は、令和4年8月31日（水）をもちましてご利用を終了させていただきます、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「積立旅行券・贈答用旅行券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

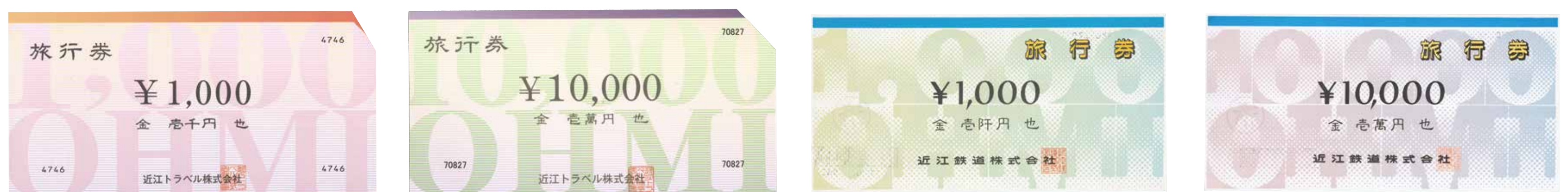
近江トラベル株式会社

2. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

積立旅行券



贈答用旅行券



3. ご利用終了日

令和4年8月31日（水）

4. 払戻しの申出期間

令和4年9月1日（木）～令和4年12月29日（木） 営業時間は、10:00～13:00、14:00～18:00まで（第1、3土・日・祝は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

5. 申出および払戻しの方法

近江トラベル下記店舗に未使用旅行券を持参していただき、「払戻申請書 兼 預り証」に必要事項をご記入のうえ未使用旅行券と一緒に提出してください。後日、指定口座へ振込いたします。

以下に記載がある店舗に旅行券をお持ちください。

※払戻対応箇所および営業時間が変更になる場合があります。

彦根支店、八日市支店、守山支店、近江八幡旅行センター

※持参できない場合

- ①お申し出される住所、氏名、連絡先を近江トラベル株式会社管理課までお電話にてご連絡ください。
- ②連絡いただいた住所へ返信用封筒と「払戻申請書 兼 預り証」をお送りいたします。「払戻申請書 兼 預り証」に必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の旅行券を同封のうえ、簡易書留にて返送してください。
- ③返送された「払戻申請書 兼 預り証」と未使用の旅行券を確認し、指定口座へ振り込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します。）

※郵送での申し出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

6. お問い合わせ先

近江トラベル株式会社 業務部管理課 〒522-0010 滋賀県彦根市駅東町15番1

電話 0749-22-3308 <http://www.ohmitetudo.co.jp/travel/> 営業時間 10:00～18:00（土・日・祝は除く）